

タケダ・赤い羽根

広域避難者
支援プログラム

タケダ・赤い羽根広域避難者
支援プログラムの助成を受け
て発行しています。

東北・福島+埼玉=福の玉 が生まれ、ゆっくりふくらんでいきますように...

福玉便り

ふ く た ま だ よ り

11 月号
たき火を
囲んで

2017年11月1日発行

通巻 第66号

発行:『福玉便り』編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター・(一社)埼玉県労働者福祉協議会

協力:生活協同組合コープみらい埼玉県本部

連絡先:NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館4F TEL080-4331-0290

福玉交流サロンin羽生

第17回福玉交流サロン、11月は羽生市で開催します。しかも「温泉施設」での開催です。今回のテーマは「福島県の年末の味自慢」です。①福島の味「いか人参」コンテストと、②会津みしらず柿の美味しい食べ方、で行います。家庭のいか人参を出品して、美味しい商品をゲットして下さい。

- 日 時 2017年11月14日(火)
午前11時から午後2時(流れ解散)
- 会 場 スーパー健康ランド「華のゆ」(東武伊勢崎線羽生駅前)
- 参加費 参加費無料(昼食時飲物代は各自負担)
- 募集人数 50人
- 主 催 (一社)埼玉県労働者福祉協議会
- 共 催 すぎとSOHOクラブ
- 協 力 浪江町復興支援員埼玉拠点/富岡町県外避難者支援拠点/福島県復興支援員埼玉事務所
- 備 考 参加申し込みは、10月16日(月) 午前10時から埼玉労福協(電話048-833-8731)、または復興支援員(各事務所)までお願いします。

浪江町の十日市に行こう

本年4月に避難指示解除になった浪江町に「十日市」が戻ってきます。今回は、「浜通りふるさとの祭り」も同時開催となるため楽しさ倍増です。浪江町復興支援員埼玉拠点と埼玉労福協は、「浪江町十日市バスツアー」を実施します。浪江町民以外の方も参加できますので、この機会に一緒に浪江町に行ってみませんか?

- ◇開催日 2017年11月25日(土)~11月26日(日)
十日市には、午後1時頃から午後4時までの参加予定です。
- ◇行 先 福島県双葉郡浪江町「十日市」会場
- ◇宿 泊 いわき湯元温泉(予定)
- ◇参加費 12,000円程度(宿泊費+懇親会)
※二人一部屋の場合は割増負担あり)
- ◇参加申し込みは、10月23日(月) 午前10時から埼玉労福協(電話048-833-8731)、または浪江町復興支援員までお願いします。
※この旅行は埼玉自動車交通観光部のツアーとなります。

富岡町「えびす講」に一緒に行きませんか

富岡町は11月11日(土)・12日(日)の2日間、7年ぶりに富岡町でえびす講まつりを開催します。えびす講は富岡町民が慣れ親しんだ秋の祭りです。本年は、10月に再開したJR富岡駅や復興公営住宅などの見学も含めて、富岡町の祭りの再開を盛り上げたいと思います。祭りは両日ともに午前10時から始まり、午後3時過ぎには「餅投げ」が行われます。また、11日は「手作りした蝋燭」に点火するイベント、午後6時30分からは花火大会も行われます。富岡町県外避難支援埼玉事務所と埼玉労福協は、「浜通りを見てみようバスツアー」を実施します。富岡町民以外の方も参加できますので、この機会に一緒に富岡町に行ってみませんか?

- ◇開催日 2017年11月11日(土)~11月12日(日) えびす講には、11日(土)午後2時頃からの参加する予定です。
- ◇出 発 さいたま新都心・午前9時
- ◇行 先 福島県双葉郡富岡町「えびす講まつり」会場
- ◇宿 泊 いわき湯元温泉(予定)
- ◇参加費 12,000円程度(宿泊費+懇親会 ※二人一部屋の場合は割増負担あり)
- ◇備 考 参加申し込みは、10月10日(火) 午前10時から埼玉労福協(電話048-833-8731)、または富岡町県外避難者支援埼玉事務所です。※この旅行は埼玉自動車交通観光部のツアーとなります。



お墓の移転、改葬について

お盆、お彼岸にご家族、親戚が集まって今後の事について話し合う機会があったようで、9月以降、震災支援ネットワーク埼玉（SSN）の相談窓口へ、お墓の移転に関するご相談が多く寄せられています。

相談された方はみなさん埼玉県に代替えの住居を求められた方で、いつでもお参りができるように、移転先の近くにお墓を移しておきたい、というご要望です。

お墓に埋葬されている遺骨を他の墓地、納骨堂へ移すことを専門的には「改葬」というようですが、実は簡単に移すわけにはいかず、役所への申請手続きなども必要です。弁護士、司法書士、そして行政の担当者それぞれ問い合わせしましたので、以下まとめてみました。

まず、お墓に関する事は、昭和23年に施行された『墓地埋葬等に関する法律』（墓理法）で細かく定められているそうです。この

中では、「改葬を行おうとするものは、市町村の許可を得なければならぬ」と定められており、お墓のある市町村の許可が必要となります。

改葬の手続きの流れ

改葬を行うためには、次のような手続きが必要となります。

- (1) 改葬許可申請書を取得する。(役所の担当窓口、各自治体ホームページで取得できます。)
- (2) 同時に、現在の墓地の管理者から埋葬されていることの証明をもらいます。寺院の場合は住職などから、町宮/市宮などの公共の墓地の場合は各自治体から、地域の共同墓地の場合には行政区長などから証明をもらいます。
- (3) 改葬先の墓地の契約後、受入れ証明書、永代使用許可証の交付を受ける必要があります。
- (4) (1)の申請に必要な事項を記入し受入れ証明書とともに各自治体の担当窓

口に提出します。

- (5) 申請後、改葬許可証を行政窓口から発行してもらいます。
- (6) 現在の墓地から遺骨を取り出し、墓地を解体・撤去します。

- (7) 改葬先の墓地へ改葬許可証を提出して納骨します。

以上が手続きの流れとなっております。

屋敷墓地について

さて、前述の墓理法制定後は、基本的に自宅敷地内などに新たに墓地を建てたり埋葬することはできません。ただし、納骨しないお墓、すなわち厳密には故人を偲ぶためのモニュメントというものであれば認可のない場所でも建墓可能という事です。

いずれにしても、納骨を行う場合には、墓地としての使用が認められている土地にのみ、お墓を作ることができるよう定められているわけです。

ところが、伝統ある家などでは、自宅の敷地内にお

墓が建てられている場合があります。前述のお墓・埋葬に関する法律が施行された昭和23年5月31日以前に作られたお墓です。このようなお墓は「屋敷墓地」と呼ばれているようですが、この場合も改葬を行う場合の手順は上記と基本的には同じとなるそうです。

SSNでは、改葬許可申請書、手続きのお手伝いにも応じています

改葬許可申請書は、お墓がある自治体から取り寄せる事も可能ですが、ホームページからも書式のダウンロードも可能となっております。パソコン/インターネットをご利用にならない方で、必要な場合、SSN事務局で印刷した上で現住所宛にお送りさせていただきます。また、申請書類の記入や手続きのお手伝いも専門家が無料で行わせていただいています。ぜひご遠慮なくSSN事務局までお問合せください。

担当：愛甲

電話番号：090・8879・0213

小江戸川越アート散歩 ～醤油編～



■日程：2017年12月3日(日)開催

■集合時間・場所：①9:20 JR川越駅東口駅前広場交番前 ②9:40 西武線本川越駅東口タクシー乗り場前集合（申込時に①か②をお伝えください）

■締め切り：11月22日（水）定員20名

■申込先：特定非営利活動法人日本臨床美術協会事務局 電話050-3735-2028（平日9：30～18：30）

■スケジュール

- 9:20 または9:40出発
- 10:00 「松本醤油蔵商店」見学
- 11:00 昼食（イタリアンランチ♪）
- 12:30 「時の鐘」見学&散策
- 13:30 やまぶき会館到着アートワーク『するめを描こう!』講師「臨床美術彩球」
- 15:30 終了

*当日は、歩いて移動します。歩きやすい靴・服装でお越しください。
*歩行にお手伝いが必要な場合は、お申し込み時にご相談ください。

復興大臣・副大臣が視察に来られました

8月31日、吉野復興大臣・長沢副大臣と復興庁の方々（浦和のときわ会館）に訪れ、NPO法人埼玉広域避難者支援センター理事・復興支援員の皆さんと、埼玉県における広域避難者および支援体制について意見交換を行いました。

最初に吉野大臣と長沢副大臣から挨拶をいただき、吉野大臣からはこれから被災者一人ひとりに合ったソフト事業を拡充したいこと、長沢副大臣からは支援する人を支援する仕組みを作っていきたいこと、などの方針が述べられました。

続いて、当法人代表理事の西城戸から埼玉県における避難者支援の概要と福島県外避難者支援センターの取り組みについて、理事の愛甲から震災支援ネットワーク埼玉のアンケートと電話相談について、理事の永田から復興支援員事業について、それぞれ報告をいたしました。

その後、福島県復興支援員・浪江町復興支援員・富岡町復興支援員の皆さんから、日頃の訪問活動について、一人ずつお話をいただきました。

知的障がいをお持ちの方へのサポート、帰還をめぐる家族内の意見の違い、家



賃賠償の打ち切り時期、避難先での自治会の加入状況や住民サービスの利用状況などが話題に上がりました。

今回の視察において、西城戸代表理事から、広域避難者の問題に対する支援体制の課題として、①「避難者」の集計に関する行政による情報共有とその継続性の周知、②戸別訪問の重要性と復興支援員事業・相談員事業の連携、③帰還を強いる「待避」という選択肢を与える対応、④避難先の地域社会の社会サービ

ビスにバトンタッチするための市町村との連携、⑤支援団体が柔軟に資金運用できる仕組み、といった点をお伝えさせていただきました。今後も避難者支援の課題を、政府や自治体にしっかりとお伝えしていきたいと思えます。

（編集部・原田）

※今回の意見交換会の終了後、衆議院解散と長沢副大臣のご辞職がありました。本記事時点で衆議院選挙のため、今後については不明なところが多いのですが、今回の意見交換会で話し合われたことが丁寧に引き継がれることを望んでいます。



あなたの手作りの逸品を「ふくしま避難者交流会」で展示しませんか。

福島県では、例年、首都圏に避難されている方々の交流・情報提供の場として、「ふくしま避難者交流会」を開催しておりますが、今年度は、避難されている方々の手作りの逸品を募集し、会場内に展示したいと考えております。皆さんが丹精込めて作られた作品で、交流会の会場を彩りたいと思いますので、皆様からの応募をお待ちしております。ご不明な点は下記申込先までお問い合わせください。

- 1 募集する展示品 皆さんが手作りした作品（パッチワーク、陶芸、絵画、小物など）※運搬や展示スペースの都合もありますので、持ち運びできるような大きさで、お一人あたり一品でお願いします。
- 2 申込先 福島県避難者支援課 埼玉駐在 三瓶 080-5737-3011 又は福島県復興支援員埼玉事務所 電話 048-814-1111
- 3 申込期日 平成29年11月17日（金）

●ふくしま避難者交流会

日時 平成29年12月23日（土・祝）14:00~
場所 東京国際フォーラム ホールD5

■個別相談会 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（弁護士）による専門相談／福島県居住支援協議会による住宅再建等相談／除染に関する相談 ■福島県立いわき総合高等学校によるフラダンスショー ■避難されている方、支援されている方が製作した小物類、情報紙等の展示

※同日、東京国際フォーラムでは、ふくしまの魅力を体感できるイベント「ふくしま大交流フェア」が開催されます。ふくしまの美味しい物や特産品が展示、販売されますので、ぜひ一緒に足を運んでみてください

ままカフェ@TOKYO（避難されているママたちの交流会）場所：会議室 D401 入場無料 ※交流会会場の1階下の4階フロアで開催します。お子様が遊べるスペースや「ホッ」とくつろげる場所を用意しております。個別相談や交流の際に、ぜひご活用ください。

『福玉便り』編集委員会

連絡先：NPO法人埼玉広域避難者支援センター
電話080-4331-0290

メール：fukutama@431279.com

こんな情報を掲載してほしい、この記事はよかった、など感想や質問をお寄せください。

福玉便りのお届け作業を一緒にやったださる方、大募集!

11月30日（木）13:30-16:00ごろ

場所：ときわ会館1F 福島県外避難者相談センター 奥

印刷などの都合で日程が変更になるときがあります。できれば、ご一報・ご確認いただければ幸いです。080-4331-0290まで



29 鳩のつどい
 月2回 10:00 ~12:00
 JAXA鳩山宿舎108号室
 ☎049-296-1241 (鳩山町健康福祉課)

32 福玉・謡曲の会
 11/11(土)和室、12/10(日)視聴覚室
 10:30~12:00 WithYouさいたま
 ☎090-6128-1948 (小林さん)

33 つながり
 奇数月第一土曜日 11/4(土)13:00~
 毛呂山中央公民館
 毛呂山町 ☎090-9032-8116 河井さん

16 あゆみの会
 11/3(金) ボーセラーツ教室
 13:00~ 花田四丁目自治会館
 12/2(土) 男の料理教室
 15:00~ 花田四丁目自治会館
 12/10(日) 餅つき大会
 花田四丁目公園
 越谷市 ☎090-9425-2001(石上さん)

17 つながりの会
 東北復興支援販売
 草加市物産・観光情報センター
 ☎048-932-6770(草加市社協地域福祉担当)

18 ひまわりの会
 11/15(日)、12/20(日) 10:00~
 15:00
 やすらぎ会館
 ☎080-5431-0123(島田さん・留守電)

19 さいがい・つながりカフェ
 月2回木曜日11:00~15:00
 11/9(木)、11/23(木)、12/14(木)
 With You さいたま 4F 和室
 (埼玉県男女共同参画センター・新都心駅7分)
 04さいがい・つながりカフェ ☎048-601-3111、tu-nagari.saitama@gmail.com

24 新座さいがい・つながりカフェ
 新座市 ☎090-2402-9155(谷森さん)

25 青空あおぞら
 11/26(日)、12/17(日) 13:30~
 16:00 新所沢公民館(お子様OK! 法律相談可)
 所沢市 ☎048-829-7400(SSN)

26 お茶飲み交流会
 隔月1回 10:00 ~12:30
 ☎049-251-2711(富士見市安心安全課 梶田さん)

27 おあがんなんしょ
 11/19(日) オレゴン縦でツリー
 を作ろう 12/17(日)13:00~クリスマス会フットピア
 ☎090-5345-8408(松館さん)

28 ここカフェ@川越
 12/16(土)・17(日)
 福島県帰還者との交流ツアー
 ☎070-5594-0053(鈴木さん)

こちらのサイトにも情報があります。
<http://431279.com/>
 (SSN震災支援ネットワーク埼玉)

4 加須ふれあいセンター
 石ふれあい食堂月~金の毎日(11時~13時は日替わり定食400円、13時から無料カフェ)
 加須市正能11-5 ☎090-1650-2874(富沢さん)

5 すくすくのおそび広場
 11/19(日)、12/3(日)おそび広場
 10:00~14:00 不動岡公民館
 毎週木曜 中高生勉強会
 17:00~19:00 市民プラザかぞ
 ☎090-2411-8598(戸恒さん)

8 東日本大震災に咲く会 ひまわり
 11/4(土) 定例会合
 10:00~12:00シラコバト団地第一集会所
 上尾市 ☎048-607-6723(団地自治会事務所)、☎080-3091-6215(橘さん)

10 くまがや結の会熊谷市
 11/25(土)親睦旅行(小布施散策とりんご狩り)
 12/16(土) 忘年交流会
 090-7661-9236(林崎さん)

11 羽生つながりカフェ
 羽生市 ☎080-5532-7380(薄井さん)

12 お茶っこふるさと会
 久喜市 ☎090-6855-7140(木幡さん)

14 春日部つながりカフェ
 11/2(木)、12/6(水)
 13:30~16:00
 コーププラザ春日部 2F会議室1(法律相談可能)
 ☎048-829-7400(SSN)

15 ひだまり広場
 10/15(日)、11/19(日)
 12:30~16:30 参加費無料
 ほっと越谷(北越谷駅東口1分)
 ☎080-5742-3056(市川さん)

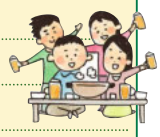
1 ぼろろんの時間
 11/11(土) ボーリング大会
 10:00~ラウンドワン大宮
 12/9(土) 教育相談会 10:00~カフェ土曜茶(浦和市役所前)
 ☎070-5594-0053(鈴木さん)

2 富岡町「えびす講」に一緒に行きませんか
 11/11(土) →詳細1ページ

3 福玉交流サロンin羽生
 11/14(火) →詳細1ページ

4 浪江町の十日市に行こう
 11/25(土) →詳細1ページ

1日(金)	
2日(土)	16
3日(日)	5
4日(月)	
5日(火)	
6日(水)	14
7日(木)	3
8日(金)	
9日(土)	1
10日(日)	16 32
11日(月)	
12日(火)	
13日(水)	
14日(木)	19
15日(金)	
16日(土)	10 28
17日(日)	25 27
18日(月)	
19日(火)	15
20日(水)	18
21日(木)	
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	
29日(金)	
30日(土)	
31日(日)	



1 双葉町民による ボランティアカフェ
 11/16(木)
 10:00~15:00
 (法律・心の相談可能)
 いきいきサポートセンター
 (双葉町社会福祉協議会 加須事務所)
 加須市騎西501-13 ☎048-829-7400 SSN

3 双葉町老人クラブ女性会 & さいがい・つながりカフェ
 11/2(木)、12/7(木)10:00~12:00
 いきいきサポートセンター
 (双葉町社会福祉協議会 加須事務所)
 ☎080-5532-7380(薄井さん)

●福島原発事故責任追及訴訟 第19回期日

訴訟後の報告集会では、当日の法廷でのやりとりを分かりやすくご説明します。ぜひ一度傍聴にお越しください。【日付】12月20日(水)【開廷】11:00・さいたま地裁 101号法廷【集会】裁判終了次第・埼玉総合法律事務所 3F 会議室【交通】いずれも JR 浦和駅西口より徒歩約 10~15分【詳細】<http://fukusaishien.com/>【問合せ】048-960-0591(みさと法律事務所)